

# 稱讚 二四五号

〇二〇二三年五月一日発行

ぐきよう だいじ しゅうしどう

弘経の居士・宗師等、

むへん ごくじよくあく じようさい

無辺の極濁悪を拯済したまふ。

どうぞくじしゅう どうしん

道俗時衆ともに同心に、

こうそう せつ しん

ただこの高僧の説を信ずべしと。

「正信偈」より

去る四月二・三・二四日に掛けて稱讚寺として、「親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要」に団体参拝して参りました。

稱讚寺の前身の稱讚寺教会の時、東日本大震災が起こり、日本中が混乱・疲弊している中、二〇一一年五月一日「親鸞聖人七五〇回大遠忌法要」に初めて団体参拝してから十年以上が経ちました。その間、二〇一七年三月二十八日「即如門主伝灯奉告法要」にも団体参拝いたし、築地本願寺の「降誕会」「報恩講」にも幾たびか、ご一緒に参拝して参りました。

COVID-19禍中の三年間は、築地本願寺にも、京都・ご本山も遠く感じ、「愛山護法」の志も



親鸞聖人御誕生850年 立教開宗800年慶讃法要 参拝記念

発行 浄土真宗本願寺派 稱讚寺

〒112-10075

東京都足立区一ツ家三丁目五番二〇号

TEL 〇三―五二四二―二〇二五

FAX 〇三―五二四二―二〇二六

HP shousanji.com

二〇二二年度 稱讚寺門信徒会費

年会費 六千円

振込先 城北信用金庫 一ツ家支店

名義 浄土真宗本願寺派 稱讚寺教会

代表 北村 信也

口座 普通 6176051

※ゆうちょ銀行の場合は、最終ページをご参照ください。

薄れていたようですが、親鸞聖人を通して、阿弥陀さまの大慈悲・大智慧は遮られることなく、常に私どもを照らし包んでおられたのですね。こうしてご一緒にご縁に遇わさせていただきましたことを慶びたいと思います。その後、「若き日の親鸞」を観劇しました。

比叡山で、いくら修行しても阿弥陀如来を観ずることが出来ず、法然聖人からお念仏の教えを聞くようになった親鸞聖人に対し、黒面法師が、「こんなに悪い私が、救われるのか」と問うと、親鸞聖人は、「救われる」と言い、「お浄土があるかは分からないが、法然聖人はどんな者でも救われると仰っている。私は法然聖人の教えを信ずる」というような内容で力強く応えられた。若き親鸞聖人ですが、『歎異抄』第二章でも、「親鸞におきては、ただ念仏して弥陀にたすけられまゐらすべしと、よきひとの仰せをかぶりて信ずるほかに別の子細なきなり」と高齢になられても、師・法然聖人を信ずると仰っておられる。

阿弥陀さまの大きな慈悲の中にありながら、なかなか感嘆することのできない私ですが、親鸞聖人をはじめ、七高僧の教えを信じる以外にないのでしょう。ただ、自分勝手な領解にならないように見守ってください。

# 4月23日(日)

10:30 東京駅八重洲中央口 集合

11:00 東京駅発 のぞみ225号

↓  (車中 各自 昼食)

安達光成さん・高橋八重子さん  
中木原乃既子さん・松宮代史子さん  
堀正人さん・堀典子さん  
佐藤幸子さん・山下陽子さん  
北村智度子さん・北村信也住職

13:15 京都駅着 八条口タクシー乗り場へ移動

↓ 

早崎さんご夫妻  
と合流



14:00 オリエンタルホテル京都六条チェックイン

15:00 オリエンタルホテル京都六条・外出

↓ 



15:30 京都国立博物館『親鸞展』

17:00 京都国立博物館

↓ 



18:00 京都綾小路 満月の花



北村歌子さん・恵利さん  
美音さん親子と合流



↓ 

二次会を予定していましたが、疲れてホテルに帰りました

北村綾一さん合流

21:30 オリエンタルホテル京都六条・帰宿



# 4月24日(月)

- 06:00 ご本山お晨朝参拝(自由)
- 07:00 朝食(7:00~8:00)
- 08:15 オリエンタルホテル京都六条チェックアウト  
↓徒歩
- 08:30 ご本山白州境内(ご影堂前)集合  
受付(参拝懇志)・記念写真
- 09:20 ご影堂入堂 北村青史さんと合流
- 09:30 日程説明・挨拶・記念布教
- 10:00 慶讃法要



11:20 昼食



縁



12:00 解散(ホテルへ)



高橋八重子さん 京都駅八重洲口へ  
北村綾一さん 京都駅八重洲口へ  
山下陽子さん 書院・飛雲閣拝観  
中木原乃既子さん・松宮代史子さん 市内観光

14:00 京都 南座

17:25 『若き日の親鸞』終了



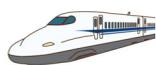
北村歌子さん・北村智度子さん親子  
北村恵利さん・青史さん・美音さん親子  
堀正人さん・堀典子さんご夫妻  
早崎光弘さん・早崎幸子さんご夫妻 とココでお別れ



18:01 京都駅発のぞみ42号車内で合流



20:15 東京到着



予約の新幹線に乗れる  
か気が気でなりま  
せんでした



皆さま、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。

親鸞聖人御誕生八五〇年  
立教開宗八〇〇年

## 慶讃法要企画

# 親鸞聖人を知ろう

去る四月二十四日(月)に親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要に参拝しました。法要が始まる前に、「新しい領解文」を唱和しましょうとアナウンスがありました。私自身は黙読と決めて臨みましたが、思ったより堂内の声は小さく聞えませんでした。

慶びの法要であるのですが、「新しい領解文」が発布され、それを唱和することが勧められ、困惑の中、法要が営まれています。

「わかりやすく・伝わる伝道」と謳ったことが更なるお念仏への誤解を生じさせているようです。これは内輪だけの問題なのでしょうか？

## 勸学・司教有志の会

### 「新しい領解文(浄土真宗のみ教え)」

#### に対する声明(二)

過日、勸学・司教有志の会は、このたび「ご消息」として発布された「新しい領解文(浄土真宗のみ教え)」(以下、「新しい領解文」)について、その文言全般を通じて、宗祖親鸞聖人のご法義に重大な誤解を生じかねないものであることを「声明(一)」において指摘した。

この「新しい領解文」の文章表現について、石上智康総長の著書のなかに酷似する表現が多

数見出されることは、すでに宗会等で指摘されているように周知の事実であるが、制定の経緯についても、宗会の質疑その他を聞く限り、極めて透明性を欠いている。

そして総局の強引な方針によって、全国の僧侶・門信徒は困惑し、混乱は広がり続けている。ことに三月二十九日から始まった親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要では、「新しい領解文」の唱和が呼びかけられているが、それに対し不唱和、退席、あるいは従来の「領解文」を出言される方々もおられ、この様子はすでに報道されているところである。総局は記念すべき慶讃法要において、このような事態を招いておきながら何も対応することなく、さらに得度習礼・教師教修などでも「新しい領解文」を唱和させ、普及させようとしている。

そのような状況の中で、とりわけ本有志の会が重大な問題と認識しているのが、このたびの慶讃法要をはじめ、本願寺及び宗派関連施設において、布教使の方々に対し「新しい領解文」「私たちのちかい」をもととして法話し、また唱和するように要請されていることである。

本来、浄土真宗の法話とは、「聖教」のこころを取りつぐものである。宗祖の御誕生及び立教開宗を記念する法要であるならば、まず第一に立教開宗の基準となった根本聖典『教行信証』をはじめとする、宗祖の聖教に基づいて法話をせよと示すべきである。

そもそも「新しい領解文」は、このたび「ご消息」として発布されたものである。本願寺教団においてご門主さまの「ご消息」が重要な位置づけを持つことは言うまでもない。しかしな

がら、蓮如上人より後の歴代宗主の「ご消息」については、たとえば戦時など時代状況に迎合して発せられた「ご消息」が聖教とされてきたことへの反省から、二〇〇八(平成二〇)年に施行された現宗制において、「聖教に準ずる」という位置づけから外されている。

そして、聖教であるか否かということとは、宗意安心上、きわめて大きな意味を持つゆえに、その区別は厳密にしておく必要がある。その意味でも聖教をさしおいて、「新しい領解文」をもととして法話することを要請すべきではない。まして「声明(一)」で述べたような全般に問題をかかえる文章であるかぎり、その文言をもとにした法話はなされてはならないのである。聖教を離れるならば、「伝える」も「伝える」もあるまい。このような方針を課せられた現場の布教使の方々の苦渋は、察するに余りある。

もとより「新しい領解文」は、名称そのものにも重大な問題を抱えている。制定にあたっては、「現代版(領解文)制定方法検討委員会」が設置され、勸学寮員から三名他が任せられ、その答申に基づいて制定された『宗報』二月号には記されている。ところが実は、当該委員会の答申には、現代版「領解文」の名称について、

現代版「領解文」という表現は、従来の『領解文』との混乱を招く表現であるので、新たな名称を検討すべきである。

と明記されていた。にもかかわらず、その約二ヶ月後、答申の主旨を全く無視する形で、「新しい領解文」という名称で発布されたのである。

しかし、この委員会が出した答申には、宗意安心上において重要な意味があるのである。歴史的に領解を出言するという儀礼は、蓮如上人が山科本願寺時代の報恩講において始められた「改悔」に起源する。その流れの中で、従来の「領解文」は、一七八七（天明七）年、第十七代法如宗主の時に、蓮如上人の真筆に基づくとされている文書をもとに、本願寺から証判本（正式な文書）として広布されたものである。以来、現在にいたるまで安心の鑑として敬重され、多くの寺院や家庭で、縁あるごとに僧俗ともに口に述べて法義を味わい、また確認してきたものである。現在の本願寺でも、重要な法要である御正忌報恩講の「改悔批判」において、従来の「領解文」は用いられ、ご門主さまの代理（与奪）をとめる勸学がその内容を説き述べ、安心の要を解説してきている。

そのような歴史の中にあつて「新しい領解文」なる名称を用いることは、聖教ではないという位置づけで発布されたものが、実質的に、聖教のように扱われることを意味している。しかもその内容たるや、すでに述べた通り、全般に重大な誤解を生ずるおそれがある。この名称を用いるならば、これをもとに改悔批判が行われ、安心の正否が裁断されてしまうという最も恐れるべき事態に繋がりがかねない。なぜ、委員会の答申を無視して、「領解文」という名称が用いられたのであろうか。ありえない事態というほかはない。

本願寺教団のほこりは、宗祖親鸞聖人の開かれた浄土真宗というみ教えが、「聖人一流」として受け継がれてきているところにこそある。今回、「新しい領解文」によってこれだけの混

乱を引き起こしておりながら、なおそれを無視して普及を推進しようとする宗務行為は、もはや宗門の根幹を突き崩すものである。聖教に基づいて宗意安心を護ることこそが、ご門主さまを護ることであり、全国の門信徒のお念仏の日々を護ることである。現総局の歪んだあり方によってこのような状況が生まれていることに、我々は強い憤りと、深い悲しみを覚える。速やかに「新しい領解文」を取り下げ、一刻も早く聖教に基づく伝道に立ち戻るべきである。最後に、この声明文は本願寺派の勸学・司教有志により発するものであるが、その「志」とは、ご法義を尊び、ご門主さまを大切に思う、愛山護法の志であることはいままでもない。

合掌

二〇二三年 四月八日

浄土真宗本願寺派 勸学・司教有志の会 連名略

## 勸学・司教有志の会

### 「新しい領解文（浄土真宗のみ教え）」

#### に対する声明（三）

このたびご消息として発布された「新しい領解文（浄土真宗のみ教え）」（以下、「新しい領解文」）について、勸学・司教有志の会は、まず「声明（一）」では、特にその第一段落について、宗祖親鸞聖人のご法義に重大な誤解をもたらすおそれのあることを指摘した。続く「声明（二）」では、「新しい領解文」という名称そのものや、この文章を聖教として扱うことの問題性について指摘した。この「声明（三）」では、第二段落（師徳）について、

「ご門主さま」というお立場を傷つけかねないことを指摘しておきたい。

これもひとえに  
宗祖親鸞聖人と  
法灯を伝承された 歴代宗主の  
尊いお導きに よるものです

この一段は二〇二一年四月一五日に発表された「ご親教（浄土真宗のみ教え）」には存在しなかった部分であり、「新しい領解文」として発布されるにあたり挿入された部分である。まず本段の冒頭には「これ」という指示語が存在しているが、「これ」が何を指すのが明確ではない。第一段落は、その末尾に「仏恩報謝のお念仏」という文言が添えられているものの、内容的には阿弥陀如来の救いはたらきを述べようとしたものになっている。したがって「これ」が指しているのは、その阿弥陀如来の救いはたらきと受け取るのが普通の読み方であろう。しかしながら阿弥陀如来の救いはたらきを指して、それがひとえに親鸞聖人と歴代宗主のお導きによると繋げるのは、ご法義に照らして不適切である。親鸞聖人と歴代宗主のお導きにより阿弥陀如来が救済活動をおこなうわけではないからである。今回、「新しい領解文」がこれだけの物議をかもしているのは、宗意安心上における危険性もさることながら、こうした文章の構造的な問題による理解しにくさにもある。

またこの一段で、宗祖親鸞聖人と歴代宗主を並列的に扱っている点も極めて危険である。歴代宗主には、ご門主さまも含まれることになる

つまり本段の内容からいえば、本願寺派は、宗祖親鸞聖人とご門主さまとを同一視しているとして受け取られても仕方がない。その問題は従来の「領解文」の（師徳）の段と比較してみると一層明らかとなる。従来の「領解文」では

この御ことわり聴聞申しわけ候ふこと、御開山聖人（親鸞）御出世の御恩、次第相承の善知識のあさからざる御勸化の御恩と、ありがたく存じ候ふ。

とあるように、「この御ことわり聴聞申しわけ候ふこと」について（師徳）が述べられている。すなわち具体的には前段で示されている自力を捨てて他力に帰する（安心）と、その上での（報謝）の称名という法義の領解を指している。その領解をみずからがいただいていることを受けて、まず宗祖親鸞聖人の「御出世の御恩」が示されているのである。それは宗祖が九〇年のご生涯をもって、いかなる行を修めても執われの心を離れることが出来ない凡夫の姿をお示しになり、その自力無効の凡夫ことが如来の本願の目当てであることを教えてくださった御恩にほかならない。そして何よりも『顕浄土真実教行証文類』（『教行信証』）を著して、立教開宗してくださったことの御恩である。

また、宗祖のみ教えを私に伝えてくださった「次第相承の善知識」の御恩については、「御開山聖人の御出世の御恩」とは別に示されていることも重要な点である。「善知識」とは、ご法義をよろこぶ一人ひとりが、みずからにお念仏を伝えてくださった大切な方々を思うことのできる言葉であり、直接的には歴代宗主に限定

する言葉ではない。しかし「次第相承の」という文言が添えられることによって、出言する私たちが、おのずと法灯を護り伝えてくださった歴代宗主のご恩を思い浮かべることができるよう表現されているのである。

それにひきかえ「新しい領解文」では、何を受けて（師徳）が示されているのかが不明瞭である。しかも宗祖と歴代宗主に限った形で（師徳）を併記したことにより、ご門主さまのもとに発布されるご消息において、ご門主さまが親鸞聖人とみずからとを尊い導き手として同一視されているようにも読めてしまう。

我々を含め、全国区各地の僧侶、門信徒の方々がこれまで「ご門主さま」という存在を心から敬慕してきたことは言うまでもない。しかしながら、そのことを当代のご門主さまの方から、「ご消息」として、このように語られてしまうようなことはあってはならない。

このような文章が、十分な検討を踏まえることなく挿入され、ご門主さまの名のもとに「領解文」として発布されることで、どれほどご門主さまを傷つけ続けることになるのかを、本願寺総局は思い至らなかつたのであろうか。そのことに私たちは深い悲しみを覚える。速やかに「新しい領解文」を取り下げ、真にご門主さまを尊ぶ姿勢に立ち戻るべきである。

最後に、この声明文は本願寺派の勸学・司教有志により発するものであるが、その「志」とは、ご法義を尊び、ご門主さまを大切に思う、愛山護法の志であることはいままでもない。

二〇二三年四月二二日  
浄土真宗本願寺派 勸学・司教有志の会 連名略

## 全国の門信徒の方々へ 「新しい領解文」について

勸学・司教有志の会

門信徒の皆さま、このたび御正忌報恩講において、ご門主さまのご消息として「新しい領解文」（浄土真宗のみ教え）が発布されたことをご存じでしょうか。浄土真宗本願寺派において、ご門主さまのご消息は、重い意味を持っています。それは私たち本願寺派の僧侶や門信徒に対する、ご門主さまからのメッセージだからです。したがって、これまでのご消息の発布にあたっては、ご門主さまのメッセージが誤解を受けることのないように、勸学寮をはじめ関係の方々によって入念に内容の検討がなされ、厳密な手続きを経て発布されてきました。しかし、このたびのご消息の発布においては、ご法義を大切にしてこられた全国の僧侶や門信徒の方々に大きな混乱が広がっており、その様子がマスコミにも報じられています。それは「新しい領解文」の発布に至る経緯がきわめて不透明であり、その内容にも、全般を通して親鸞聖人のみ教えにそぐわない表現が見いだされるからです。

たとえば、「新しい領解文」には「私の煩惱と仏のさとりは本来一つゆえ そのまま救うが弥陀のよび声」という一文が出てきます。この言葉を聞いて、皆さまは違和感を持たれたのではないでしょうか。皆さまはこれまでご法話のなかで、「私たち凡夫はいつも煩惱に振り回され、傷つき続けている。阿弥陀さまはその姿を深く悲しまれ、煩惱を抱えてしか生きられない

私たちを救うためにご本願をたてられた。そして、この私に《南無阿弥陀仏（われにまかせよ）》と喚びかけ、煩惱を持ったままさとりと導いてくださる仏と成ってくださった」とお聴聞してこられたと思います。しかし「新しい領解文」では、「私の煩惱と仏のさとりは本来一つゆえ」と表現されています。私が本来仏であるならば、救う必要はないのであり、阿弥陀さまがご本願をたてる理由もなくなってしまう。

これは一例であり、「新しい領解文」には全般的に親鸞聖人のみ教えに対して重大な誤解を生じる危険性のある表現が見られます。にもかかわらず、今回のご法要では強く唱和が勧められており、記念すべき慶讃法要のなかで、不唱和・退出・従来の「領解文」の唱和など、全国の僧侶・門信徒のなかに混乱を生じさせる悲しい状況となっています。

門信徒の皆さまには、この度の慶讃法要にご参拝された折、また今後の本願寺派の様々な行事において、この「新しい領解文」の唱和を促されることもあるかも知れませんが、その時は静かに親鸞聖人のみ教えを思いつつ、お念仏申されることをお勧めいたします。

本来「領解文」とは、一人一人の信仰の表明であり、強要されるものではありません。皆さまお一人お一人のなかで、充分に消化していただき、ますます阿弥陀さまのお救いを味わうご縁となされますことを心より望んでおります。

称名

※「私の煩惱と仏のさとりは本来一つゆえ」は突然表れた言葉ではないことを、ある方のフエ

イスブックでの投稿を通して最近知りました。

『教行信証註釈版』の五八四頁の『高僧和讃』（曇鸞讚）の一首に「本願円頓一乗は 逆悪撰すと信知して 煩惱・菩提体無二と すみやかにとくさとらしむ」を開きますと、「煩惱・菩提体無二」の解説に「煩惱と菩提とが本来ひとつであること」と説明されておりました。この『註釈版』の初稿が昭和六三年で、四〇年前からそのままであったようです。ある方によりますと、この言葉は、さとり（証）の上から説かれているのであり、我々の信心から言われているのではなく、「煩惱と菩提が本来一つ」だから「そのままの救い」ではなく、我々を自ら仏になれない存在だと見抜かれておられるからこそ、阿弥陀さまは「そのまま救う」と誓われたのが、ご本願と言われております。

「証」の上から「煩惱・菩提体無二」とはどのようなことなのでしょう。阿弥陀如来の方からということでありましょう。同じ曇鸞讚の中に、「罪障功德の体となる こほりとみづのごとくにて こほりおほきにみずおほし さはりおほきに徳おほし」も私が、そう理解することはなく、「阿弥陀さまのご本願は、「逆悪」しか行えない私を必ず「撰す」と私が「信知」するというのが、私の側のはからいであり、その「信知」が深ければ深いほど、阿弥陀さまのご本願に出遇っている証なのでしょう。そのことを阿弥陀さまの側から申せば、煩惱のまま救い、その煩惱を菩提に丸ごと転じていき仏に成らしめておられるということでしょう。

しかし、私は、「どうせ凡夫だから」と卑下したり、「そういう凡夫を救っておられるのだから、悪いことをしても差し支えない」と煽つ

たり、善行を行っている人を見て「仏さまにでも成ったつもりか」とその人の信心を訝しく思ってしまったことがあるようです。

親鸞聖人の『御消息』第二通には、

「まづおのおのの、むかしは弥陀のちかひをもしらず、阿弥陀仏をも申さずおはしまし候ひしが、釈迦・弥陀の御方便にもよほされて、いま弥陀のちかひをもききはじめておはします身にて候ふなり。もとは無明の酒に酔ひて、貪欲・瞋恚・愚痴の三毒をのみ好みめしあうて候ひつるに、仏のちかひをききはじめしより、無明の酔ひもやうやうすこしづつさめ、三毒をもすこしづつ好まずして、阿弥陀仏の薬をつねに好みめす身となりておはしましあうて候ふぞかし。しかるになほ酔ひもさめやらぬに。かさねて酔ひをすすめ、毒も消えやらぬになほ毒をすすめられ候ふらんこそ、あさましく候へ。煩惱具足の身なればとて、ころにもまかせて、身にもすまじきことをもゆるし、口にもいふまじきことをもゆるし、ころにもおもふまじきことをもゆるして、いかにもころのままにてあるべしと申しあうて候ふらんこそ、かへすがへす不便におぼえ候へ。酔ひもさめぬさきになほ酒をすすめ、毒も消えやらぬに、いよいよ毒をすすめんがごとし。薬あり、毒を好めと候ふらんことは、あるべくも候はずとぞおぼえ候ふ。」とあります。私は、この御文は、信心をいただいたなら、煩惱が薄れていくということに重点がおかれているのではなく、他人の信心を疑い、「どうせ煩惱具足・罪悪深重の凡夫だから、思い通りにすれば良い」と煽っている私に對しての忠告のように思えます。

稱讚寺 行事予定



六日(土) のんのん法話会 一四時

一六日(火) のんのん法話会 一四時

兼・親鸞聖人降誕会  
兼・覚信尼公御祥月  
兼・中宗大師御祥月(蓮如上人)

二六日(金) のんのん法話会 一四時

二八日(日) 築地本願寺親鸞聖人降誕会

ほんがなりき  
本願力にあいぬれば

むなしくすぐる人ぞなき

しんらんしょうにん わきん  
親鸞聖人ご和讃

二〇二三年「心のともしび」五月カレンダーより

「本願寺たすけあい募集」について

1. 募金の名称

- ①「ウクライナ緊急支援募金」
- ②「トルコ・シリア地震緊急支援募金」

2. 受付口座番号 (①②同じ)

〈銀行振込〉 銀行 ゆうちょ銀行  
店名 一〇九(イチゼロキュウ)店  
番号 当座 0069957  
名義 たすけあい募金

3. 通信欄記載について

- ①の募金の場合は、「ウクライナ緊急支援」とご記入ください。
- ②の募金の場合は、「トルコ・シリア地震緊急支援募金」とご記入ください

二〇二三年度 一遺骨一時お預かり費  
管理費 五千円

永代使用積立金 五千円から

振込先 城北信用金庫 一ツ家支店  
名義 浄土真宗本願寺派 稱讚寺教会

代表 北村 信也  
口座 普通 6176051

振込先 ゆうちよ銀行  
店名 四四八(ヨンヨンハチ)店

名義 キタムラ シンヤ  
座 普通 237485

編集後記(愚案)

●「新しい領解文」と言われるものは先に発布された「浄土真宗のみ教え」の文に「これもひとえに 宗祖親鸞聖人と 法灯を伝承された 歴代宗主の尊い教導に よるものです」が付け加えられたものです。これは、これまで唱和していた蓮如上人作と言われる「領解文」の「この御ことわり聴聞申しわけ候ふこと、御開山聖人、御出世の御恩、次第相承の善知識のあさからざる御勸化の御恩と存じ候ふ」に倣ったものと思われまふ。●思うに、今年の御正忌報恩講でご門主さまが、この「新しい領解文」発布の「ご消息」を述べられました。そこには、《この新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)を僧俗を問わず多くの方々に、さまざまの機会でご拝読、唱和いただき、み教えの肝要が広く、また次の世代に確実に伝わることを切に願っております》とあります。●人々に拝読・唱和を勧められておられますが、ご自身は拝読しておられるのでしょうか？ 拝読しておられたら、気恥ずかしく思われぬのかなあと思います。ご自分で自身を尊び感謝しなさいと言っているようなものです。恐らく読んでおられるとは思いません。●時代に相応した「伝わる伝道」を鑑みると、教団の体制を改革し権威を持たず、より親近感のある、同じ凡夫としての接遇が必要なのかもしれません。●とは言え、私自身、寺院運営のあり方、教化活動に悶々としておられるばかりです。恥ずべし。傷むべし